

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年8月16日
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 花岡 隆司
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用） しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）  
しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）

（上記ファンドを総称して「当ファンド」ということがあります。また、「しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）」を（為替ヘッジあり）、「しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）」を（為替ヘッジなし）と略して表記する場合があります。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンド5,000億円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することができます。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができますほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで最新の基準価額をご覧になることもできます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

(5)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

(7)【申込期間】

2024年8月17日から2025年2月14日まで

(申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <https://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812（携帯電話からは03-5524-8181）

（受付時間：営業日の9:00から17:00まで）

(9)【払込期日】

- 取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。
- 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込金額は、申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

当ファンドは、投資一任口座にかかる契約（同種の権利義務関係を規定する契約を含む）に基づいて、投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に投資一任口座を開設した者等に限るものとします。

当ファンドの取得申込みは、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申し込みください。

各営業日の午後3時までに受け付けた取得および換金の申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

2024年11月5日以降は午後3時30分になる予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。  
日本以外の地域における発行はありません。

#### 振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

#### 投資信託振替制度について

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

- ・しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）

FTSE Group of 7 Index（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

- ・しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）

FTSE Group of 7 Index（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

###### ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

#### 1) 商品分類表

（為替ヘッジあり）（為替ヘッジなし）共通

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	インデックス型
追加型投信	内外		特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 2) 属性区分表

しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( ) 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券)) 資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	グローバル (除く日本) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド  ファンド・オ ブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)  なし	日経225  TOPIX  その他(FTSE Group of 7 Index (除く日本、円ヘ ッジ・円ベース))

しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式					
一般	年1回				
大型株					
中小型株	年2回	グローバル (除く日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	日経225
債券					
一般	年4回	日本			
公債		北米			
社債		欧州			
その他債券	年6回 (隔月)	アジア			
クレジット属性 ( )		オセアニア			
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米			
その他資産		アフリカ			
(投資信託証券 (債券))	日々	中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他(FTSE Group of 7 Index (除く日本、ヘッジなし・円ベース))
資産複合 ( )		エマージング			
資産配分固定型	その他 ( )				
資産配分変更型					

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

<商品分類の定義>

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ從来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「海外」…目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
- 「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

- 「その他資産（投資信託証券（債券））」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるもの
- 「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- 「グローバル（除く日本）」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの
- 「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるもの
- 「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
- 「その他（FTSE Group of 7 Index（除く日本、円ヘッジ・円ベース））」…目論見書等において、FTSE Group of 7 Index（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの
- 「その他（FTSE Group of 7 Index（除く日本、ヘッジなし・円ベース））」…目論見書等において、FTSE Group of 7 Index（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

## ファンドの特色

### 特色1 先進国の国債等<sup>\*</sup>に投資します。

- ◆しんきん先進国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、G7を構成する先進国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ただし日本を除きます。）の国債等に実質的な投資を行います。

\*投資対象国の公社債を含みます。以下同じです。

### 特色2 (為替ヘッジあり)、(為替ヘッジなし)の2つのファンドがあります。

- ◆(為替ヘッジあり)は、実質組入外貨建資産について、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。ただし、為替リスクを完全に排除できるものではありません。
- ◆(為替ヘッジなし)は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ 投資戦略

### (為替ヘッジあり)

- 主としてG7を構成する先進国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ただし日本を除きます。）の国債等に投資し、FTSE Group of 7 Index（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 外国の公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

### (為替ヘッジなし)

- 主としてG7を構成する先進国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ただし日本を除きます。）の国債等に投資し、FTSE Group of 7 Index（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 外国の公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

## ■ 投資プロセス

process 1  
ベンチマーク  
データの分析

process 2  
組入銘柄の決定

process 3  
ポートフォリオの  
リスク分析

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ ベンチマークについて

(為替ヘッジあり) FTSE Group of 7 Index (除く日本、円ヘッジ・円ベース) をベンチマークとし、これに連動する運用を目指します。

(為替ヘッジなし) FTSE Group of 7 Index (除く日本、ヘッジなし・円ベース) をベンチマークとし、これに連動する運用を目指します。

※ベンチマークとは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標のことです。

## ■ ベンチマークの特徴

指数名称	(為替ヘッジあり): FTSE Group of 7 Index (除く日本、円ヘッジ・円ベース) (為替ヘッジなし): FTSE Group of 7 Index (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
対象銘柄	G7を構成する先進国 (アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ただし日本を除きます。) の国債
算出開始日	1984年12月31日

出所：FTSE Fixed Income LLCの資料等により、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

FTSE Group of 7 Index (除く日本、円ヘッジ・円ベース) およびFTSE Group of 7 Index (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## ■ 外国為替市場の影響について

当ファンドは、資産を外貨建資産に投資します。

■ 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。  
なお、(為替ヘッジあり) は原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ取引）を行います。

### 為替ヘッジについて

為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合に、一般的に為替予約等を用いて、現在の時点であらかじめ将来の為替レートを予約することで為替変動リスクを低減することをいいます。通常、為替ヘッジを行う通貨の金利が円の金利より高い場合は、金利差分のヘッジコストがかかります。

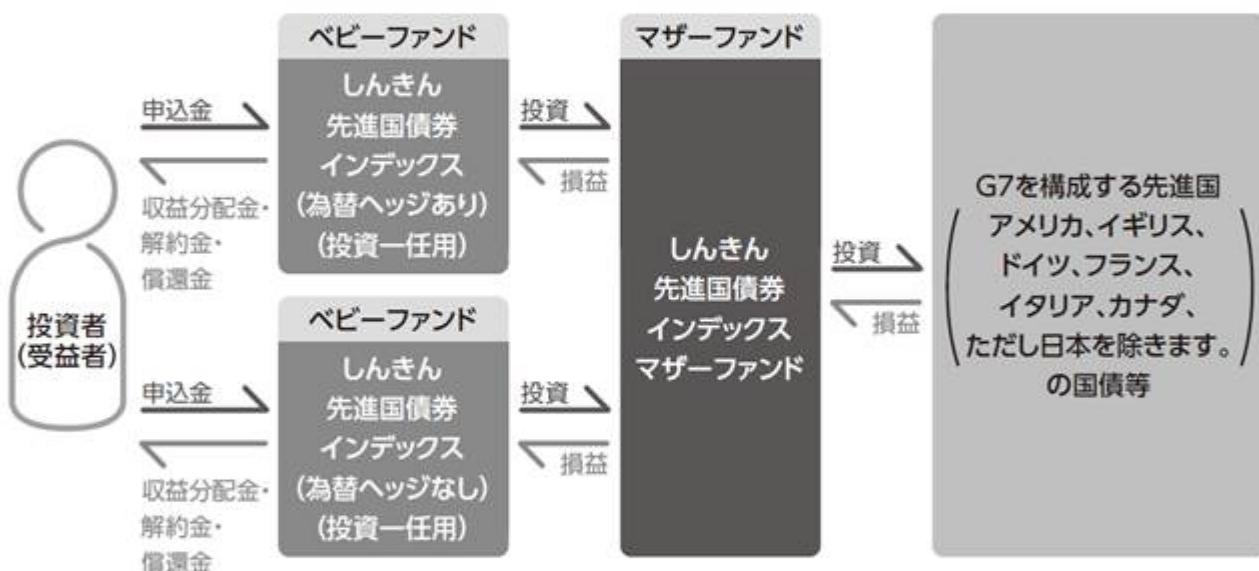
## ■ 収益分配について

年1回の決算時（11月20日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。ただし、将来の分配金をお約束するものではありません。

### 収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

## ■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、ベビーファンドにまとめられ、マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドは直接、外国の公社債等に投資することができます。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### 信託金の限度額

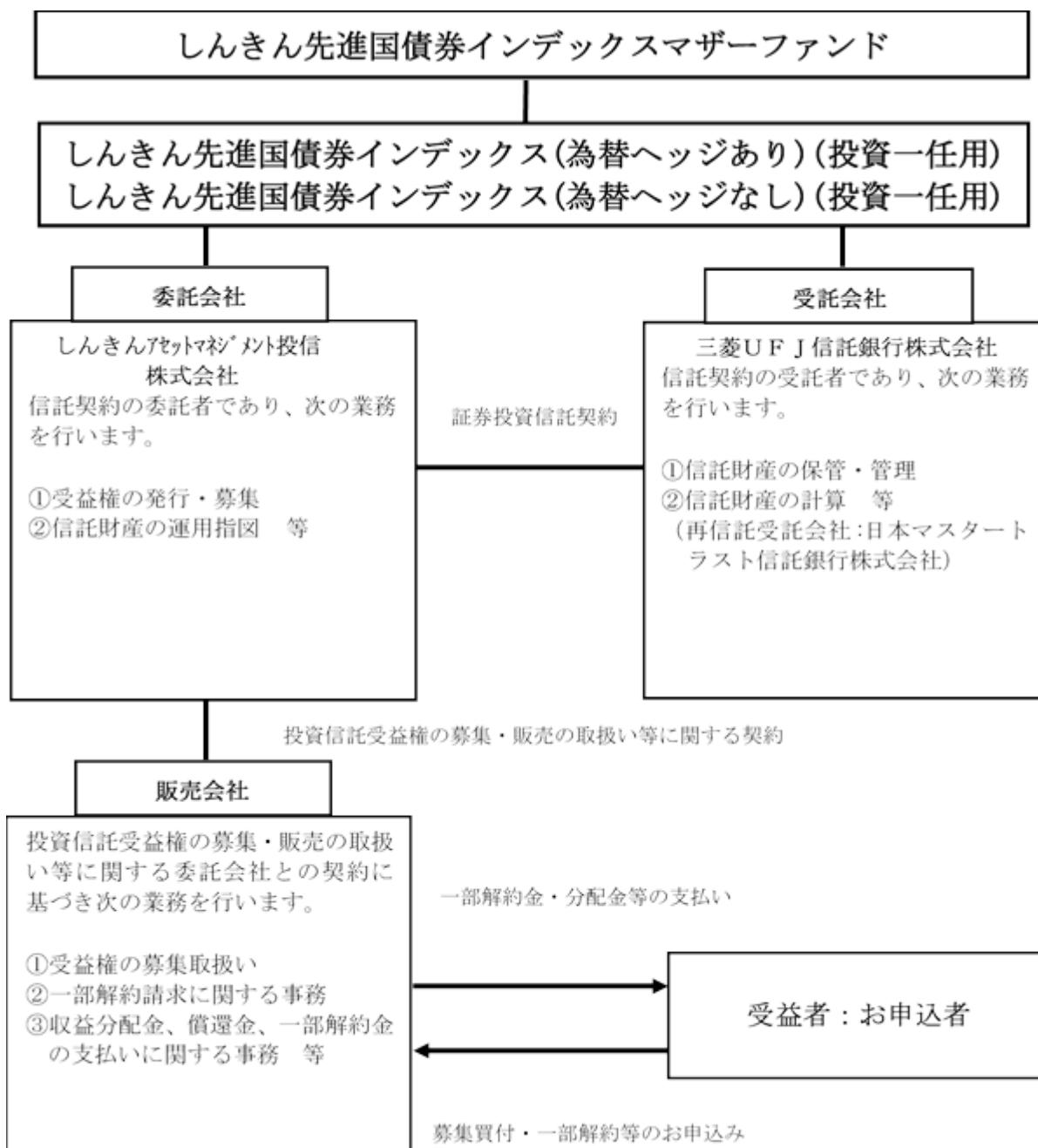
- ・各ファンド5,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

### (2) 【ファンドの沿革】

2022年2月18日 信託契約締結、当初設定、運用開始

### (3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



<委託会社の概況> (本書提出日現在)

名称	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
本店の所在の場所	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
資本金の額	200百万円
会社の沿革	
1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年 3 月	投資顧問業の登録
1992年 3 月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年 9 月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年 8 月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号	4,000株	100.0%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）

#### 運用の基本方針

この投資信託は、FTSE Group of 7 Index（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

#### 投資対象

「しんきん先進国債券インデックススマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

#### 投資態度

- 1) 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、外国の公社債に投資し、FTSE Group of 7 Index（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができます。
- 4) 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）

#### 運用の基本方針

この投資信託は、FTSE Group of 7 Index（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

## 投資対象

「しんきん先進国債券インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

## 投資態度

- 1) 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、外国の公社債に投資し、FTSE Group of 7 Index（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができます。
- 4) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## （2）【投資対象】

（為替ヘッジあり）（為替ヘッジなし）共通

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
  - ハ．約束手形
  - ニ．金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

### 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「しんきん先進国債券インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- 8 ) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをお  
    います。）
- 9 ) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券  
    （金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）およ  
    び新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するも  
    の
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを  
    いいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第  
    1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい  
    い、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受  
    益証券に限ります。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の  
    受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書  
の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の  
証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、  
13)および14)の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信  
託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第  
2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用する  
ことの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま  
    す。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会  
社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の1)から6)までに掲げる金融商品  
により運用することの指図ができます。

## <参考>マザーファンドの概要

### 「しんきん先進国債券インデックスマザーファンド」

#### 1 投資方針

##### 運用の基本方針

この投資信託は、FTSE Group of 7 Index（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

##### 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

##### 投資態度

- 1) 主として外国の公社債に投資し、FTSE Group of 7 Index（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- 3) 運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができます。
- 4) 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 2 投資対象

##### 投資の対象とする資産の種類

- 1) この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

##### イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）

##### ハ．約束手形

##### 二．金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

##### イ．為替手形

##### 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- 6 ) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7 ) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8 ) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9 ) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6 ) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の 1 )から 6 )に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

3 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5 %以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5 %以下とします。

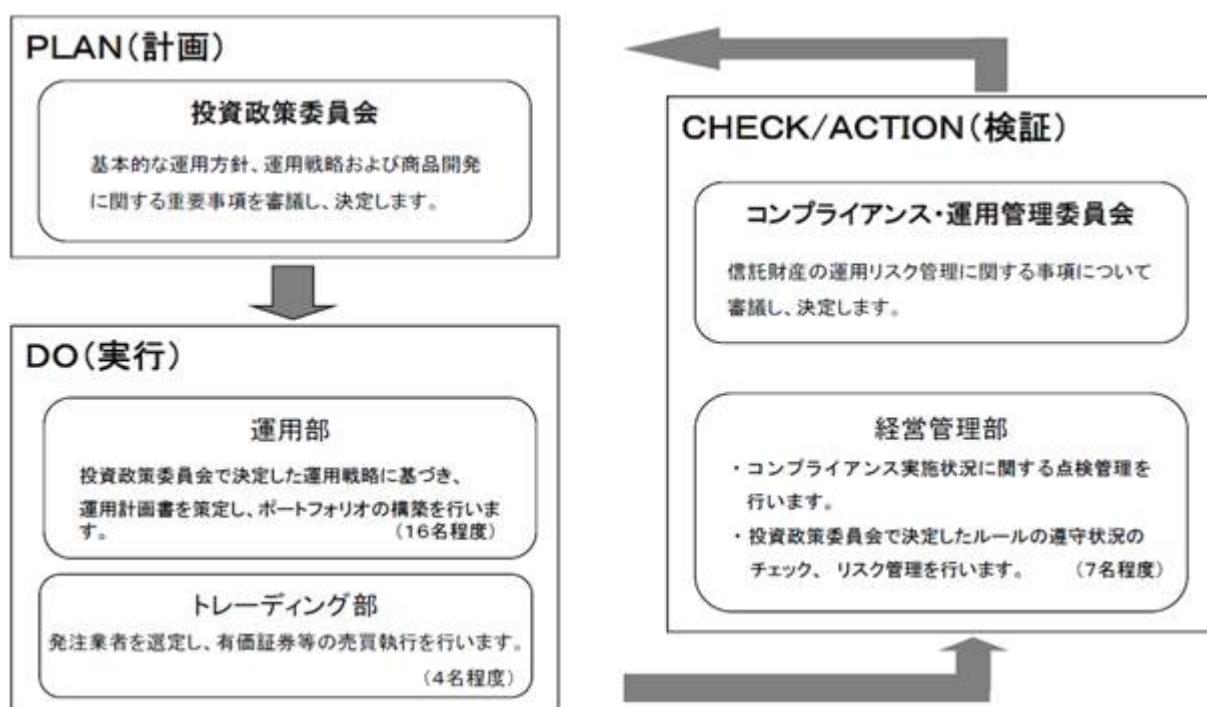
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5 %以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5 %以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

### (3)【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



#### 投資決定プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

### (4)【分配方針】

年1回の決算日（11月20日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合、分配を行わないことがあります。

留保益は、信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

### (5)【投資制限】

（為替ヘッジあり）（為替ヘッジなし）共通

当ファンドの信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

#### 信用取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図することができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図ができるものとします。
- 2) 1)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - a . 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - b . 株式分割により取得する株券
  - c . 有償増資により取得する株券
  - d . 売出しにより取得する株券
  - e . 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  - f . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（e . に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1 ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2 ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3 ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4 ) 上記3)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5 ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6 ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- 1 ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2 ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3 ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 4 ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

#### 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1 ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - b . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2 ) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3 ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の借入れ

- 1 ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- 2 ) 上記1 ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3 ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2 ) の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4 ) 上記1 ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁するものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約取引の指図および範囲

- 1 ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。
- 2 ) 上記1 ) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3 ) 上記2 ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するため外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 4 ) 上記2 ) において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 資金の借入れ

- 1 ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2 ) 上記1 ) の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- a . 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - b . 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内
  - c . 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 3 ) 上記 1 ) の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 4 ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法令に基づく投資制限

##### 1 ) 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合には、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

##### 2 ) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

## 3 【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

### ( 1 ) 基準価額の変動要因

#### 金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組み入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### 為替変動リスク

- ・しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）

外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります。

- ・しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

### 信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

### 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

### カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあります。基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

## (2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

当ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、当ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

## (3) リスクの管理体制

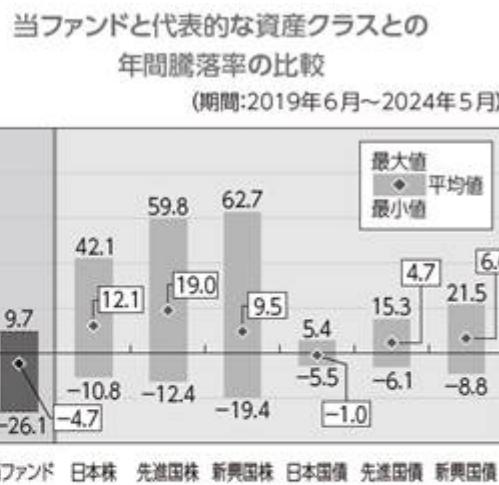
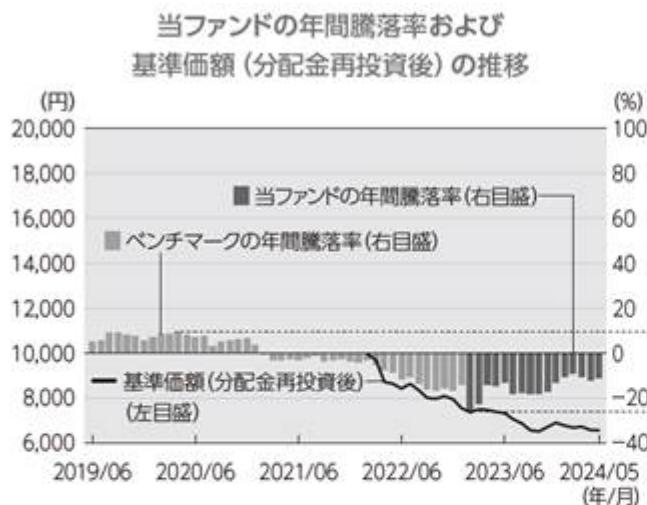
運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

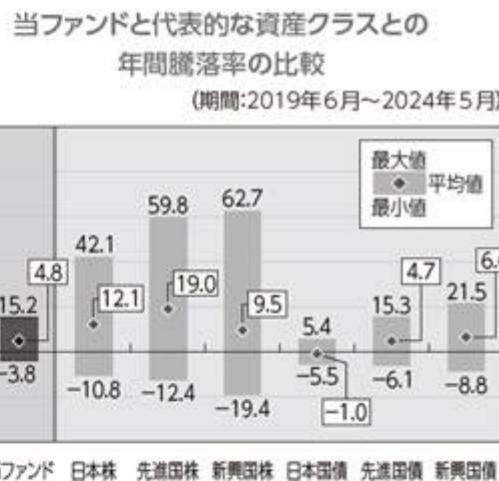
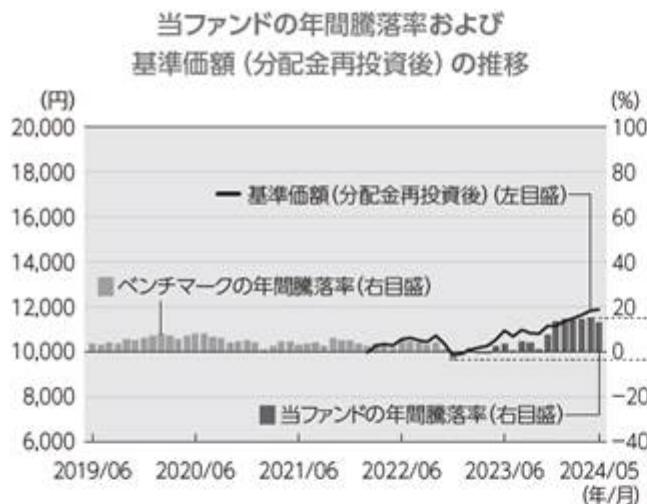
リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報

(為替ヘッジあり)



(為替ヘッジなし)



<左グラフについて>

\*基準価額(分配金再投資後)は、2022年2月末から2024年5月末です。

\*基準価額(分配金再投資後)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信株式会社が公表している基準価額とは異なる場合があります。

\*年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。

\*当ファンドの年間騰落率は、設定日が2022年2月18日のため、ファンド設定1年後の2023年2月から2024年5月までの年間騰落率を表示しています。なお、2023年1月以前の年間騰落率については、ベンチマーク(FTSE Group of 7 Index (除く日本、円ヘッジ・円ベース) および FTSE Group of 7 Index (除く日本、ヘッジなし・円ベース)) の騰落率を表示しています。

<右グラフについて>

\*代表的な資産クラスについて、2019年6月から2024年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、設定日が2022年2月18日のため、ベンチマーク(FTSE Group of 7 Index (除く日本、円ヘッジ・円ベース) および FTSE Group of 7 Index (除く日本、ヘッジなし・円ベース)) の年間騰落率を含め比較対象として表示しています。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

資産クラス	指標名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社JPX総研 又は株式会社JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス- エマージング・マーケット・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建國債を対象にした指標です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指標は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

##### (2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料および信託財産留保額はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率0.198%（税抜0.18%）

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに信託財産から支払われます。

運用管理費用 (信託報酬)	支払先	配分(税抜) および役務の内容
	委託会社	純資産総額に対して、年率0.15% ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
	販売会社	純資産総額に対して、年率0.01% 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
	受託会社	純資産総額に対して、年率0.02% 運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(注)「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

##### (4) 【その他の手数料等】

信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産に係る監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。また、当ファンドの純資産総額の規模によっては、「その他の手数料等」が相対的に大きなご負担となる場合があります。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

##### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

#### 個別元本について

- 1 ) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2 ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3 ) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

#### 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

## 個人、法人別の課税上の取扱いについて

### 1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

### 2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。
-----------------------------	--

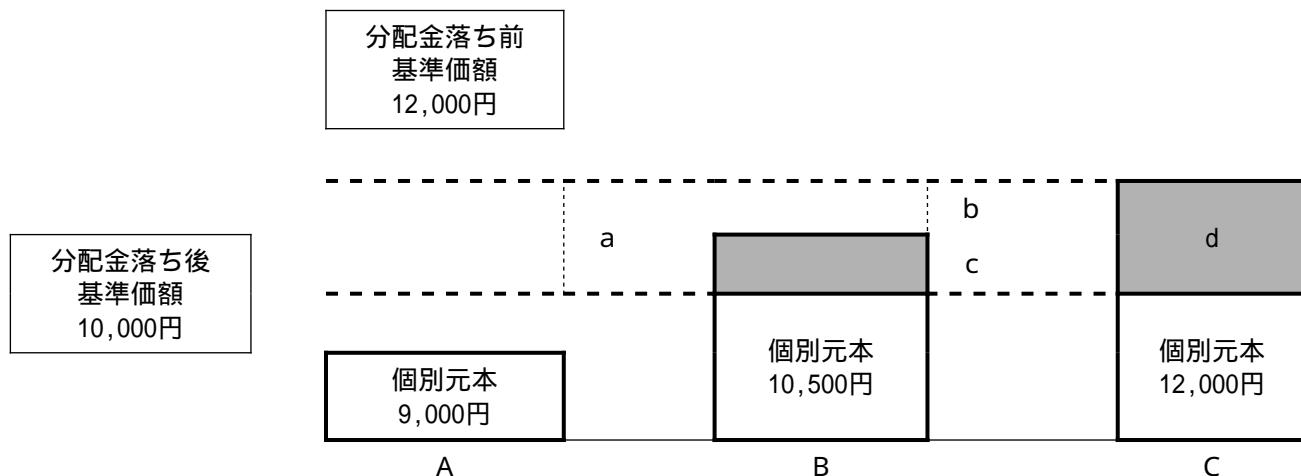
外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個別元本および収益分配金の区分の具体的な例>

分配金支払い前の基準価額が1万口当たり12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) = 10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### (参考情報) ファンドの総経費率

ファンド名	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
為替ヘッジあり	10.75%	0.20%	10.55%
為替ヘッジなし	0.25%	0.20%	0.05%

※対象期間は2022年11月22日から2023年11月20日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

## 5 【運用状況】

以下は2024年5月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

### 【しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）】

#### （1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	19,165,923	99.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		93,782	0.49
合計(純資産総額)		19,259,705	100.00

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建		19,878,402	103.21

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

#### （2）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

###### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	しんきん先進国債券インデックス マザーファンド	16,023,680	1.1127	17,829,549	1.1961	19,165,923	99.51

###### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.51
合計	99.51

##### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### 【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)

為替予約取引	米ドル	売建	79,000.00	12,407,202	12,369,227	64.22
	カナダドル	売建	4,500.00	513,303	514,991	2.67
	ユーロ	売建	33,000.00	5,533,456	5,598,367	29.07
	英ポンド	売建	7,000.00	1,373,260	1,395,817	7.25

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

### ( 3 ) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2022年11月21日)	83,141	83,141	8,034	8,034
第2計算期間末 (2023年11月20日)	1,050,421	1,050,421	6,655	6,655
2023年 5月末日	991,462		7,383	
6月末日	1,034,865		7,327	
7月末日	999,439		7,051	
8月末日	983,895		6,866	
9月末日	1,013,700		6,561	
10月末日	1,011,001		6,510	
11月末日	1,061,965		6,713	
12月末日	20,216,783		6,898	
2024年 1月末日	19,908,031		6,769	
2月末日	19,569,449		6,678	
3月末日	19,696,989		6,719	
4月末日	19,292,408		6,571	
5月末日	19,259,705		6,557	

#### 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	2022年 2月18日～2022年11月21日	0
第2期	2022年11月22日～2023年11月20日	0

#### 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期	2022年 2月18日～2022年11月21日	19.66
第2期	2022年11月22日～2023年11月20日	17.16
第3期（中間）	2023年11月21日～2024年 5月20日	0.56

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

### ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2022年 2月18日～2022年11月21日	103,487	
第2期	2022年11月22日～2023年11月20日	1,575,023	100,000
第3期（中間）	2023年11月21日～2024年 5月20日	27,893,311	109,187

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）】

( 1 ) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	18,028,239	99.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		161,584	0.89
合計(純資産総額)		18,189,823	100.00

( 2 ) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	しんきん先進国債券インデックス マザーファンド	15,072,519	1.1399	17,181,226	1.1961	18,028,239	99.11

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.11
合計	99.11

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要な物】

該当事項はありません。

( 3 ) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2022年11月21日)	2,350,514	2,350,514	10,384	10,384
第2計算期間末 (2023年11月20日)	12,482,641	12,482,641	11,202	11,202
2023年 5月末日	4,432,750		10,534	
6月末日	6,403,871		10,939	
7月末日	7,106,764		10,675	
8月末日	8,435,115		10,976	
9月末日	10,199,045		10,827	
10月末日	11,549,542		10,796	
11月末日	12,396,920		11,146	

12月末日	12,743,045		11,150	
2024年 1月末日	13,274,562		11,362	
2月末日	13,779,728		11,487	
3月末日	14,049,521		11,641	
4月末日	15,536,692		11,822	
5月末日	18,189,823		11,886	

#### 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	2022年 2月18日～2022年11月21日	0
第2期	2022年11月22日～2023年11月20日	0

#### 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期	2022年 2月18日～2022年11月21日	3.84
第2期	2022年11月22日～2023年11月20日	7.88
第3期（中間）	2023年11月21日～2024年 5月20日	6.48

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （4）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2022年 2月18日～2022年11月21日	2,285,066	21,571
第2期	2022年11月22日～2023年11月20日	9,316,544	436,360
第3期（中間）	2023年11月21日～2024年 5月20日	4,300,022	917,008

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

## しんきん先進国債券インデックスマザーファンド

### 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	2,071,640,382	60.94
	カナダ	91,067,250	2.68
	ドイツ	261,724,447	7.70
	イタリア	334,449,857	9.84
	フランス	341,426,946	10.04
	イギリス	223,474,726	6.57
	小計	3,323,783,608	97.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		75,614,337	2.22
合計(純資産総額)		3,399,397,945	100.00

### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	賃建		10,000,273	0.29

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 05/15/48	710,000	11,901.83	84,503,002	11,951.42	84,855,117	3.125	2048/5/15	2.50
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.750 01/31/28	577,000	13,443.51	77,569,089	13,621.68	78,597,126	0.75	2028/1/31	2.31
3	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.250 08/15/27	527,000	14,450.08	76,151,925	14,532.73	76,587,523	2.25	2027/8/15	2.25
4	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.000 08/15/51	702,000	9,221.94	64,738,053	9,176.02	64,415,695	2	2051/8/15	1.89
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.500 02/15/45	545,000	10,838.93	59,072,214	10,961.39	59,739,583	2.5	2045/2/15	1.76
6	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.500 02/15/30	400,000	13,160.64	52,642,596	13,276.36	53,105,471	1.5	2030/2/15	1.56
7	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.750 02/15/37	325,000	16,142.38	52,462,745	16,049.93	52,162,276	4.75	2037/2/15	1.53
8	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.500 02/15/33	350,000	14,535.18	50,873,151	14,486.81	50,703,859	3.5	2033/2/15	1.49

9	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.000 11/15/52	352,000	14,111.49	49,672,474	13,970.67	49,176,782	4	2052/11/15	1.45
10	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 02/15/26	332,000	14,631.31	48,575,954	14,810.70	49,171,542	1.625	2026/2/15	1.45
11	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.750 02/15/28	333,000	14,618.45	48,679,452	14,655.19	48,801,783	2.75	2028/2/15	1.44
12	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.500 08/15/26	327,000	14,403.54	47,099,603	14,573.14	47,654,187	1.5	2026/8/15	1.40
13	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.500 05/31/27	327,000	13,618.01	44,530,898	13,836.59	45,245,651	0.5	2027/5/31	1.33
14	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.875 05/31/25	286,000	15,180.51	43,416,269	15,317.35	43,807,636	2.875	2025/5/31	1.29
15	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.000 11/15/41	415,000	10,388.31	43,111,489	10,541.98	43,749,255	2	2041/11/15	1.29
16	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.125 05/15/25	286,000	15,016.42	42,946,980	15,224.59	43,542,347	2.125	2025/5/15	1.28
17	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 02/15/29	294,000	14,317.21	42,092,624	14,370.48	42,249,229	2.625	2029/2/15	1.24
18	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.875 08/15/28	283,000	14,600.08	41,318,242	14,627.63	41,396,214	2.875	2028/8/15	1.22
19	フランス	国債証券	FRTR 1.250 05/25/36	303,000	13,412.68	40,640,444	13,625.79	41,286,160	1.25	2036/5/25	1.21
20	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.750 11/15/29	300,000	13,491.88	40,475,655	13,595.97	40,787,911	1.75	2029/11/15	1.20
21	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.250 11/15/27	280,000	14,382.73	40,271,649	14,462.32	40,494,513	2.25	2027/11/15	1.19
22	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.375 05/15/29	284,000	14,072.92	39,967,108	14,151.90	40,191,417	2.375	2029/5/15	1.18
23	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.250 02/15/27	267,000	14,581.10	38,931,551	14,679.68	39,194,746	2.25	2027/2/15	1.15
24	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 11/15/26	267,000	14,529.67	38,794,233	14,656.41	39,132,625	2	2026/11/15	1.15
25	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.500 11/30/28	283,000	13,588.62	38,455,802	13,711.68	38,804,078	1.5	2028/11/30	1.14
26	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.875 07/31/26	250,000	14,830.29	37,075,745	14,713.96	36,784,919	1.875	2026/7/31	1.08
27	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 08/15/25	243,000	14,902.54	36,213,184	15,099.69	36,692,257	2	2025/8/15	1.08
28	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.750 03/31/26	250,000	14,297.62	35,744,066	14,525.38	36,313,473	0.75	2026/3/31	1.07
29	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 01/31/26	240,000	14,964.99	35,915,990	15,072.75	36,174,611	2.625	2026/1/31	1.06
30	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.125 11/15/32	238,000	15,269.29	36,340,915	15,195.82	36,166,053	4.125	2032/11/15	1.06

#### 口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.78

合計	97.78
----	-------

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

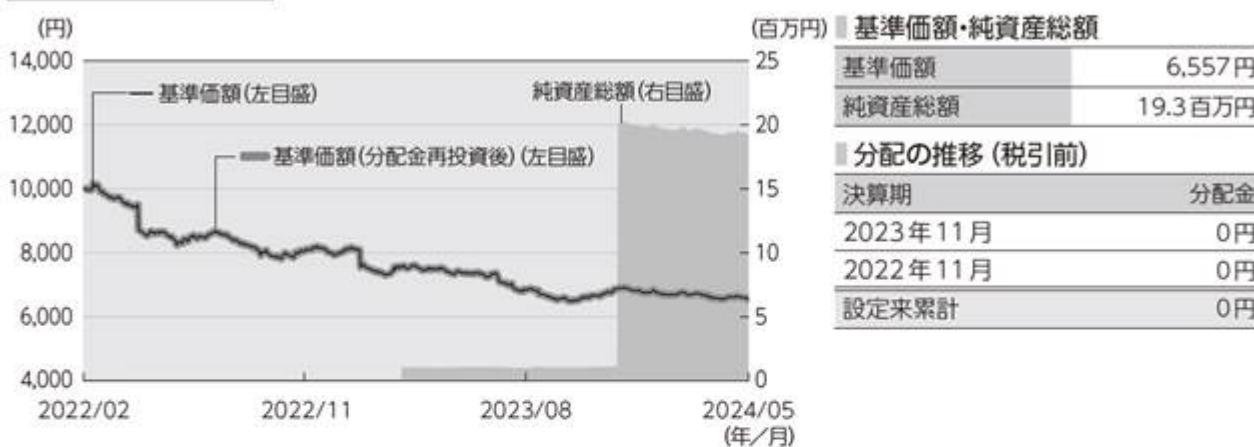
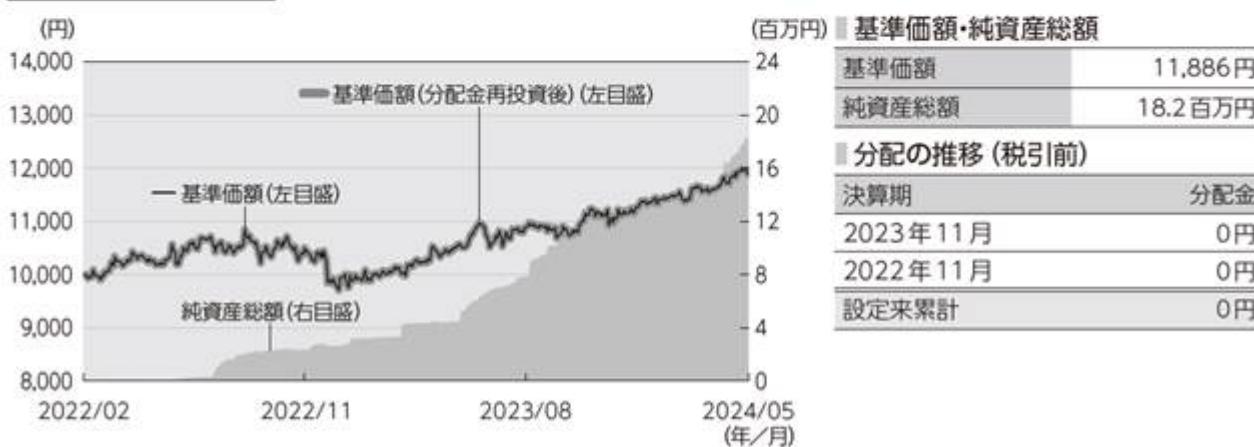
資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 ( 円 )	評価額 ( 円 )	投資比率 ( % )
為替予約取引	米ドル	買建	63,840.65	10,000,000	10,000,273	0.29

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

**● 基準価額・純資産の推移****データは2024年5月31日現在です。**

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

**(為替ヘッジあり)****(為替ヘッジなし)**

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

## ● 主要な資産の状況

データは2024年5月31日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

### ● 資産別投資比率

#### (為替ヘッジあり)

	銘柄名	投資比率
1	しんきん先進国債券インデックスマザーファンド	99.51%
2	現金・その他	0.49%

※投資比率は、為替ヘッジありの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### (為替ヘッジなし)

	銘柄名	投資比率
1	しんきん先進国債券インデックスマザーファンド	99.11%
2	現金・その他	0.89%

※投資比率は、為替ヘッジなしの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### ■ (参考) しんきん先進国債券インデックスマザーファンドの状況

	組入上位10銘柄			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	アメリカ国債	3.125%	2048/05/15	2.50%
2	アメリカ国債	0.750%	2028/01/31	2.31%
3	アメリカ国債	2.250%	2027/08/15	2.25%
4	アメリカ国債	2.000%	2051/08/15	1.89%
5	アメリカ国債	2.500%	2045/02/15	1.76%
6	アメリカ国債	1.500%	2030/02/15	1.56%
7	アメリカ国債	4.750%	2037/02/15	1.53%
8	アメリカ国債	3.500%	2033/02/15	1.49%
9	アメリカ国債	4.000%	2052/11/15	1.45%
10	アメリカ国債	1.625%	2026/02/15	1.45%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※しんきん先進国債券インデックスマザーファンドの純資産総額は、3,399百万円です。

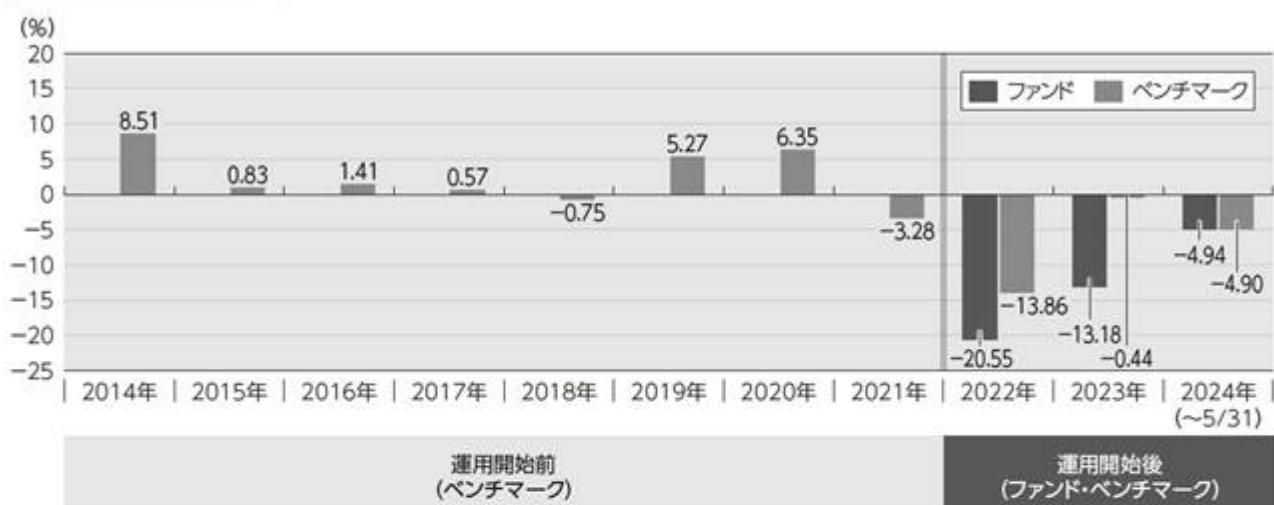
## 年間收益率の推移 (期間:2014年～2024年)

データは2024年5月31日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

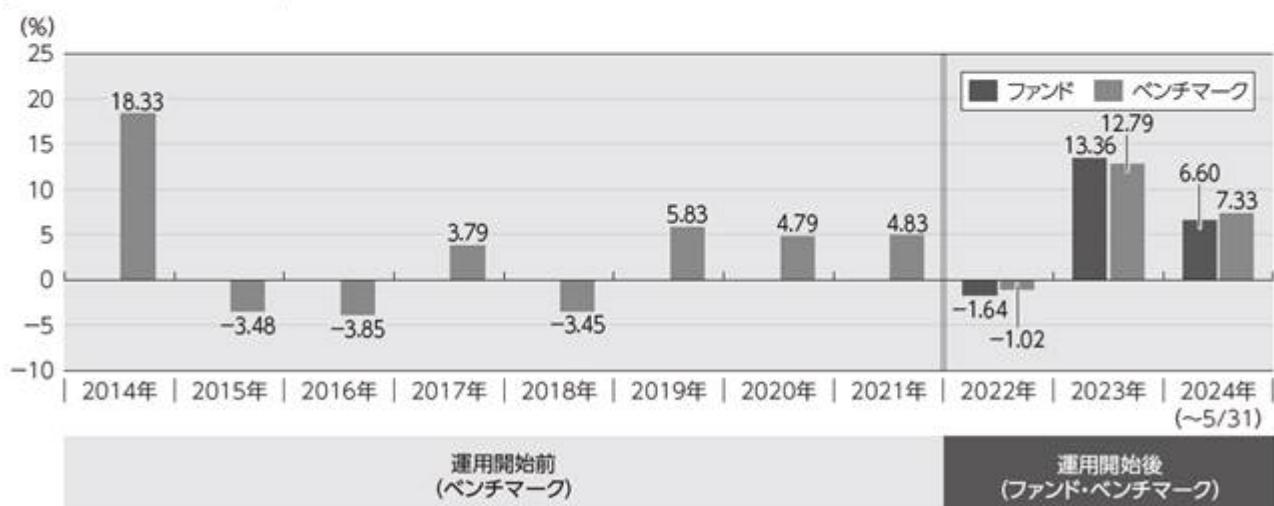
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

### (為替ヘッジあり)



※(為替ヘッジあり)は、2022年および2023年にファンド関係費用およびカストディーフィー(保管費用)などの費用が当ファンドの純資産総額に対して相対的に大きな負担となったことにより、当ファンドとベンチマークの年間收益率にかい離が生じています。

### (為替ヘッジなし)



※2014年から2021年はベンチマークの騰落率を表示しており、当ファンドの運用実績ではありません。

※2022年は2月18日(設定日)から同年最終営業日までの当ファンドおよびベンチマークの実績收益率を表示しています。

※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

※上記の收益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 分配金の受取方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」の2つのコースがあります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。
- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4) 申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。  
2024年11月5日以降は午後3時30分になる予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
- (6) ニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、「自動けいぞく投資契約」に従って契約を結んだ取得申込者においては、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限り、これを受け付けるものとします。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>  
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）  
<コールセンター>0120-781812  
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）  
<ホームページ><https://www.skam.co.jp>

### 2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

- (2)各営業日の午後3時までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。
- 2024年11月5日以降は午後3時30分になる予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
- (3)ニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合は、受益権の換金（解約）の申込みを受け付けません。
- (4)受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5)解約価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- (6)解約時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7)一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (8)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(5)の規定に準じて算定した価額とします。
- (9)解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (10)受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (11)換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (12)信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限があります。

(注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

ファンドの換金(解約)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>  
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）  
<コールセンター>0120-781812  
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）  
<ホームページ><https://www.skam.co.jp>



### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### 基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。  
(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。)
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができますほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

##### ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

###### 1) 当ファンド

マザーファンドの受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

###### 2) マザーファンド

外国の公社債は個別法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しています。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他 の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「(5) その他」の「 ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### (4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年11月21日から翌年11月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃となるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、上記1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3) 上記2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 上記2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 上記2)から4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 6) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託会社がその任務を辞任する場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2) 委託会社は、上記1)の事項（上記1）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記1)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および重大な約款の変更等の内容

ならびにその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- 3 ) 上記2 ) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4 ) 上記2 ) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5 ) 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- 6 ) 上記2 ) から5 ) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7 ) 上記1 ) から6 ) の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約書）は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、隨時変更される場合があります。

#### 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎計算期間の末日（原則11月20日）および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、基準日に保有している投資者に販売会社を通じて交付します。

#### 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日ににおいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係

る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (3) 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

#### (4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2022年11月22日から2023年11月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2022年11月21日現在)	当期 (2023年11月20日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
<b>金銭信託</b>	-	17,981
<b>コール・ローン</b>	1,574	6,565
<b>親投資信託受益証券</b>	79,315	1,042,213
<b>派生商品評価勘定</b>	2,362	-
<b>流動資産合計</b>	<u>83,251</u>	<u>1,066,759</u>
<b>資産合計</b>	<u>83,251</u>	<u>1,066,759</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
<b>派生商品評価勘定</b>	-	15,269
<b>未払金</b>	32	-
<b>未払受託者報酬</b>	-	153
<b>未払委託者報酬</b>	14	790
<b>その他未払費用</b>	64	126
<b>流動負債合計</b>	<u>110</u>	<u>16,338</u>
<b>負債合計</b>	<u>110</u>	<u>16,338</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
<b>元本</b>	1, 3 103,487	1, 3 1,578,510
<b>剰余金</b>		
<b>期末剰余金又は期末欠損金（）</b>	2 20,346	2 528,089
<b>（分配準備積立金）</b>	-	-
<b>元本等合計</b>	<u>83,141</u>	<u>1,050,421</u>
<b>純資産合計</b>	<u>83,141</u>	<u>1,050,421</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>83,251</u>	<u>1,066,759</u>

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2022年2月18日 至 2022年11月21日 )	当期 (自 2022年11月22日 至 2023年11月20日 )
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	3,994	113,402
為替差損益	15,917	168,980
<b>営業収益合計</b>	<b>11,923</b>	<b>55,578</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	-	201
委託者報酬	43	1,059
その他費用	7,885	74,997
<b>営業費用合計</b>	<b>7,928</b>	<b>76,257</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>19,851</b>	<b>131,835</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>19,851</b>	<b>131,835</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>19,851</b>	<b>131,835</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	-	4,907
期首剰余金又は期首次損金( )	-	20,346
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>-</b>	<b>19,713</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	19,713
剰余金減少額又は欠損金増加額	495	400,528
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	495	400,528
<b>分配金</b>	<b>1 -</b>	<b>1 -</b>
期末剰余金又は期末欠損金( )	20,346	528,089

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は、前期末が休日のため、2022年11月22日から2023年11月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2022年11月21日現在)	当期 (2023年11月20日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2022年11月21日現在)	当期 (2023年11月20日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 100,000円 期中追加設定元本額 3,487円 期中一部解約元本額 円	期首元本額 103,487円 期中追加設定元本額 1,575,023円 期中一部解約元本額 100,000円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,346円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は528,089円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数		1,578,510口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2022年2月18日 至 2022年11月21日 )		当期 (自 2022年11月22日 至 2023年11月20日 )	
1 分配金の計算過程		1 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	0円	A 費用控除後の配当等収益額	0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	4円	C 収益調整金額	2,063円
D 分配準備積立金額	0円	D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額	4円	E 当ファンドの分配対象収益額	2,063円
F 当ファンドの期末残存口数	103,487口	F 当ファンドの期末残存口数	1,578,510口
G 10,000口当たり収益分配対象額	0円	G 10,000口当たり収益分配対象額	13円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額	0円	I 収益分配金金額	0円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2022年2月18日 至 2022年11月21日 )	当期 (自 2022年11月22日 至 2023年11月20日 )
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2022年11月21日現在)	当期 (2023年11月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

#### （有価証券に関する注記）

##### 売買目的有価証券

	前期 (2022年11月21日現在)	当期 (2023年11月20日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,858円	105,943円
合計	2,858円	105,943円

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	契約額(円)	前期 (2022年11月21日現在)		
			うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
合計		81,798		79,436	2,362

区分	種類	契約額(円)	当期 (2023年11月20日現在)		
			うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
合計		995,001		1,010,270	15,269

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2022年2月18日 至 2022年11月21日 )	当期 (自 2022年11月22日 至 2023年11月20日 )
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (2022年11月21日現在)	当期 (2023年11月20日現在)
1口当たり純資産額 0.8034円 (1万口当たり純資産額 8,034円)	1口当たり純資産額 0.6655円 (1万口当たり純資産額 6,655円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式  
該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん先進国債券インデックスマザーファンド	926,083	1,042,213	
	親投資信託受益証券 合計	926,083	1,042,213	
	合計	926,083	1,042,213	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

【しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2022年11月21日現在)	当期 (2023年11月20日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
<b>金銭信託</b>	-	89,025
<b>コール・ローン</b>	9,420	32,504
<b>親投資信託受益証券</b>	2,342,251	12,369,486
<b>流動資産合計</b>	2,351,671	12,491,015
<b>資産合計</b>	2,351,671	12,491,015
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
<b>未払受託者報酬</b>	110	923
<b>未払委託者報酬</b>	983	7,254
<b>その他未払費用</b>	64	197
<b>流動負債合計</b>	1,157	8,374
<b>負債合計</b>	1,157	8,374
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
<b>元本</b>	<small>1, 2</small> 2,263,495	<small>1, 2</small> 11,143,679
<b>剰余金</b>		
<b>期末剰余金又は期末欠損金（　）</b>	87,019	1,338,962
<b>(分配準備積立金)</b>	13,872	650,191
<b>元本等合計</b>	2,350,514	12,482,641
<b>純資産合計</b>	2,350,514	12,482,641
<b>負債純資産合計</b>	2,351,671	12,491,015

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2022年2月18日 至 2022年11月21日 )	当期 (自 2022年11月22日 至 2023年11月20日 )
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	25,465	690,435
<b>営業収益合計</b>	<b>25,465</b>	<b>690,435</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	126	1,317
委託者報酬	1,133	10,151
その他費用	185	321
<b>営業費用合計</b>	<b>1,444</b>	<b>11,789</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>26,909</b>	<b>678,646</b>
経常利益又は経常損失( )	26,909	678,646
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>26,909</b>	<b>678,646</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	217	3,797
<b>期首剰余金又は期首次損金( )</b>	<b>-</b>	<b>87,019</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	114,989	591,456
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	114,989	591,456
剰余金減少額又は欠損金増加額	844	14,362
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	844	14,362
<b>分配金</b>	<b>1 -</b>	<b>1 -</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>87,019</b>	<b>1,338,962</b>

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は、前期末が休日のため、2022年11月22日から2023年11月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2022年11月21日現在)	当期 (2023年11月20日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2022年11月21日現在)	当期 (2023年11月20日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 100,000円 期中追加設定元本額 2,185,066円 期中一部解約元本額 21,571円	期首元本額 2,263,495円 期中追加設定元本額 9,316,544円 期中一部解約元本額 436,360円
2 計算期間末における受益権の総数		2,263,495口 11,143,679口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2022年2月18日 至 2022年11月21日 )	当期 (自 2022年11月22日 至 2023年11月20日 )
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 13,872円	A 費用控除後の配当等収益額 132,321円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 505,258円
C 収益調整金額 73,147円	C 収益調整金額 688,771円
D 分配準備積立金額 0円	D 分配準備積立金額 12,612円
E 当ファンドの分配対象収益額 87,019円	E 当ファンドの分配対象収益額 1,338,962円
F 当ファンドの期末残存口数 2,263,495口	F 当ファンドの期末残存口数 11,143,679口
G 10,000口当たり収益分配対象額 384円	G 10,000口当たり収益分配対象額 1,201円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2022年2月18日 至 2022年11月21日)	当期 (自 2022年11月22日 至 2023年11月20日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2022年11月21日現在)	当期 (2023年11月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 ( 2022年11月21日現在 )	当期 ( 2023年11月20日現在 )
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	25,623円	686,394円
合計	25,623円	686,394円

(デリバティブ取引等に関する注記)

	前期 ( 2022年11月21日現在 )	当期 ( 2023年11月20日現在 )
該当事項はありません。		同左

(関連当事者との取引に関する注記)

	前期 (自 2022年2月18日 至 2022年11月21日 )	当期 (自 2022年11月22日 至 2023年11月20日 )
該当事項はありません。		同左

(1口当たり情報)

	前期 ( 2022年11月21日現在 )	当期 ( 2023年11月20日現在 )
1口当たり純資産額 1,0384円		1口当たり純資産額 1,1202円
( 1万口当たり純資産額 10,384円 )		( 1万口当たり純資産額 11,202円 )

( 4 ) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式  
該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん先進国債券インデックスマザーファンド	10,991,191	12,369,486	
親投資信託受益証券 合計		10,991,191	12,369,486	
	合計	10,991,191	12,369,486	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

(参考情報)

「しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）」及び「しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）」は、「しんきん先進国債券インデックススマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん先進国債券インデックススマザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん先進国債券インデックススマザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2023年11月20日現在
科目	注記番号	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		25,838,578
金銭信託		3,754,954
コール・ローン		1,371,004
国債証券		2,991,882,472
未収利息		13,553,908
前払費用		2,998,692
流動資産合計		3,039,399,608
資産合計		3,039,399,608
負債の部		
流動負債		
未払利息		4
その他未払費用		189
流動負債合計		193
負債合計		193
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	2,700,804,327
剰余金		
剰余金又は欠損金( )		338,595,088
元本等合計		3,039,399,415
純資産合計		3,039,399,415
負債純資産合計		3,039,399,608

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<b>国債証券</b> 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<b>為替予約取引</b> 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<b>外貨建取引等の処理基準</b> 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2023年11月20日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023年11月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,417,940,727円 期中追加設定元本額 535,531,998円 期中一部解約元本額 252,668,398円
元本の内訳	しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用） 926,083円 しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用） 10,991,191円 しんきんG7外国債券インデックスファンド（3ヶ月決算型） 460,782,496円 しんきん外国債券インデックススペシャル（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定） 2,228,104,557円  合計 2,700,804,327円

2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	2,700,804,327口
-------------------------------------	----------------

(金融商品に関する注記)

1 . 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 . 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2 . 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月20日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2 . 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  ( 2 ) デリバティブ取引 該当事項はありません。  ( 3 ) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としてあります。
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

	2023年11月20日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	60,872,436円
合計	60,872,436円

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

2023年11月20日現在
該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

2023年11月20日現在
1口当たり純資産額 1,1254円 (1万口当たり純資産額 11,254円)

## (3)附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	T-BOND 2.000 08/15/51	702,000.00	413,028.28	
国債証券	米ドル	T-BOND 2.000 11/15/41	415,000.00	275,050.97	
国債証券	米ドル	T-BOND 3.125 05/15/48	710,000.00	539,128.51	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.000 11/15/52	352,000.00	316,910.00	
国債証券	米ドル	T-BOND 4.750 02/15/37	325,000.00	334,711.91	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.375 01/31/26	240,000.00	218,025.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.500 05/31/27	327,000.00	284,106.79	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.625 05/15/30	240,000.00	188,334.37	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.625 08/15/30	50,000.00	38,910.15	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.750 01/31/28	577,000.00	494,890.19	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.750 03/31/26	250,000.00	228,046.87	
国債証券	米ドル	T-NOTE 0.875 11/15/30	240,000.00	189,234.37	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.000 07/31/28	133,000.00	113,512.38	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.125 01/15/25	643,000.00	613,788.70	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.375 11/15/31	340,000.00	270,233.59	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.500 02/15/30	400,000.00	335,859.36	

国債証券	米ドル	T-NOTE 1.500 08/15/26	327,000.00	300,495.11	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.500 11/30/28	283,000.00	245,347.72	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 02/15/26	332,000.00	309,914.21	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 05/15/26	230,000.00	213,396.87	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 05/15/31	240,000.00	197,325.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.625 08/15/29	200,000.00	171,812.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 1.750 11/15/29	300,000.00	258,234.37	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.000 02/15/25	276,000.00	265,542.18	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.000 08/15/25	243,000.00	231,039.84	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.000 11/15/26	267,000.00	247,506.91	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.125 05/15/25	286,000.00	274,001.40	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 02/15/27	267,000.00	248,383.00	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 08/15/27	527,000.00	485,848.70	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 11/15/24	206,000.00	200,037.26	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 11/15/25	240,000.00	228,093.74	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.250 11/15/27	280,000.00	256,932.81	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.375 05/15/29	284,000.00	254,989.84	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.500 02/15/45	545,000.00	376,880.27	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 01/31/26	240,000.00	229,143.74	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.625 02/15/29	294,000.00	268,550.62	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 02/15/28	333,000.00	310,574.53	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.750 02/28/25	286,000.00	277,487.02	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.875 05/15/28	133,000.00	124,282.26	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.875 05/31/25	286,000.00	276,995.46	
国債証券	米ドル	T-NOTE 2.875 08/15/28	283,000.00	263,610.07	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.000 10/31/25	190,000.00	183,320.31	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.125 11/15/28	133,000.00	124,973.24	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.500 02/15/33	350,000.00	324,570.31	
国債証券	米ドル	T-NOTE 3.875 08/15/33	100,000.00	95,437.50	
国債証券	米ドル	T-NOTE 4.125 11/15/32	238,000.00	231,854.76	
米ドル 小計			14,143,000.00	12,330,352.99	
				(1,848,936,430)	
国債証券	カナダドル	CAN 0.500 09/01/25	105,000.00	97,896.39	
国債証券	カナダドル	CAN 0.500 12/01/30	31,000.00	24,832.43	
国債証券	カナダドル	CAN 1.000 06/01/27	51,000.00	46,159.82	
国債証券	カナダドル	CAN 1.000 09/01/26	19,000.00	17,444.41	
国債証券	カナダドル	CAN 1.250 06/01/30	31,000.00	26,551.30	
国債証券	カナダドル	CAN 1.500 06/01/31	45,000.00	38,450.36	
国債証券	カナダドル	CAN 1.500 12/01/31	61,000.00	51,669.44	
国債証券	カナダドル	CAN 2.000 06/01/28	38,000.00	35,216.24	
国債証券	カナダドル	CAN 2.000 06/01/32	51,000.00	44,639.90	
国債証券	カナダドル	CAN 2.000 12/01/51	81,000.00	59,127.20	
国債証券	カナダドル	CAN 2.250 06/01/25	20,000.00	19,316.05	

国債証券	カナダドル	CAN 2.250 06/01/29	35,000.00	32,465.34	
国債証券	カナダドル	CAN 2.250 12/01/29	70,000.00	64,580.12	
国債証券	カナダドル	CAN 2.750 06/01/33	60,000.00	55,481.79	
国債証券	カナダドル	CAN 2.750 12/01/48	7,000.00	6,086.08	
国債証券	カナダドル	CAN 4.000 06/01/41	47,000.00	49,143.39	
カナダドル 小計			752,000.00	669,060.26	
				(73,094,833)	
国債証券	ユーロ	BTPS 0.000 12/15/24	160,000.00	154,046.72	
国債証券	ユーロ	BTPS 0.450 02/15/29	88,000.00	74,439.20	
国債証券	ユーロ	BTPS 0.500 02/01/26	109,000.00	102,153.71	
国債証券	ユーロ	BTPS 1.250 12/01/26	95,000.00	88,937.86	
国債証券	ユーロ	BTPS 1.350 04/01/30	130,000.00	111,772.70	
国債証券	ユーロ	BTPS 1.650 03/01/32	50,000.00	41,648.00	
国債証券	ユーロ	BTPS 1.800 03/01/41	160,000.00	106,487.04	
国債証券	ユーロ	BTPS 2.000 02/01/28	170,000.00	159,595.32	
国債証券	ユーロ	BTPS 2.000 12/01/25	195,000.00	189,403.50	
国債証券	ユーロ	BTPS 2.150 03/01/72	35,000.00	19,068.70	
国債証券	ユーロ	BTPS 2.250 09/01/36	60,000.00	47,142.00	
国債証券	ユーロ	BTPS 2.500 12/01/32	99,000.00	86,951.70	
国債証券	ユーロ	BTPS 3.350 03/01/35	78,000.00	70,724.78	
国債証券	ユーロ	BTPS 3.850 09/01/49	57,000.00	49,706.96	
国債証券	ユーロ	BTPS 4.750 09/01/44	67,000.00	67,195.64	
国債証券	ユーロ	BTPS 5.000 09/01/40	80,000.00	83,015.04	
国債証券	ユーロ	BTPS 5.750 02/01/33	120,000.00	134,428.32	
国債証券	ユーロ	BTPS 6.500 11/01/27	193,000.00	213,612.40	
国債証券	ユーロ	DBR 0.000 02/15/31	37,000.00	31,004.52	
国債証券	ユーロ	DBR 0.000 02/15/32	146,000.00	119,104.75	
国債証券	ユーロ	DBR 0.000 08/15/26	100,000.00	92,928.40	
国債証券	ユーロ	DBR 0.000 08/15/29	72,000.00	62,636.97	
国債証券	ユーロ	DBR 0.000 08/15/30	60,000.00	51,010.47	
国債証券	ユーロ	DBR 0.000 08/15/31	46,000.00	38,060.86	
国債証券	ユーロ	DBR 0.000 08/15/50	130,000.00	62,964.72	
国債証券	ユーロ	DBR 0.250 02/15/29	86,000.00	76,766.86	
国債証券	ユーロ	DBR 0.250 08/15/28	22,000.00	19,828.95	
国債証券	ユーロ	DBR 0.500 02/15/25	164,000.00	158,588.00	
国債証券	ユーロ	DBR 0.500 02/15/26	81,000.00	76,913.55	
国債証券	ユーロ	DBR 0.500 08/15/27	79,000.00	73,291.30	
国債証券	ユーロ	DBR 1.000 08/15/25	66,000.00	63,739.32	
国債証券	ユーロ	DBR 1.250 08/15/48	82,000.00	59,756.68	
国債証券	ユーロ	DBR 2.300 02/15/33	53,000.00	51,936.29	
国債証券	ユーロ	DBR 2.400 11/15/30	70,000.00	69,454.00	
国債証券	ユーロ	DBR 3.250 07/04/42	131,000.00	138,521.75	
国債証券	ユーロ	DBR 4.000 01/04/37	101,000.00	114,689.33	

国債証券	ユーロ	DBR 4.750 07/04/28	101,000.00	110,651.76	
国債証券	ユーロ	DBR 4.750 07/04/34	36,000.00	42,981.40	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.000 02/25/27	47,000.00	42,820.76	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.000 05/25/32	100,000.00	77,578.60	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.000 11/25/30	22,000.00	17,960.97	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.250 11/25/26	63,000.00	58,225.86	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.500 05/25/25	185,000.00	177,789.79	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.500 05/25/26	80,000.00	75,268.32	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.500 05/25/29	84,000.00	73,995.76	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.500 05/25/40	206,000.00	129,681.12	
国債証券	ユーロ	FRTR 0.750 11/25/28	74,000.00	66,793.14	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.000 05/25/27	47,000.00	44,078.76	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.000 11/25/25	70,000.00	67,244.38	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.250 05/25/36	303,000.00	239,371.21	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.500 05/25/31	122,000.00	110,291.66	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.500 05/25/50	229,000.00	147,753.54	
国債証券	ユーロ	FRTR 1.750 11/25/24	67,000.00	65,834.20	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.000 11/25/32	111,000.00	101,830.73	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.500 05/25/30	115,000.00	112,286.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 2.750 10/25/27	186,000.00	185,171.55	
国債証券	ユーロ	FRTR 3.000 05/25/33	100,000.00	99,164.00	
国債証券	ユーロ	FRTR 4.500 04/25/41	28,000.00	31,661.56	
国債証券	ユーロ	FRTR 6.000 10/25/25	85,000.00	89,592.21	
国債証券	ユーロ	OBL 1.300 10/15/27	20,000.00	19,089.17	
ユーロ 小計			5,953,000.00	5,348,642.76	
				(874,717,036)	
国債証券	英ポンド	UKT 0.250 01/31/25	16,000.00	15,184.17	
国債証券	英ポンド	UKT 0.250 07/31/31	76,000.00	57,224.20	
国債証券	英ポンド	UKT 0.375 10/22/30	55,000.00	43,147.50	
国債証券	英ポンド	UKT 0.625 07/31/35	52,000.00	34,713.12	
国債証券	英ポンド	UKT 0.875 01/31/46	100,000.00	49,073.44	
国債証券	英ポンド	UKT 0.875 07/31/33	162,000.00	120,216.96	
国債証券	英ポンド	UKT 0.875 10/22/29	37,000.00	31,040.82	
国債証券	英ポンド	UKT 1.125 10/22/73	15,000.00	5,572.86	
国債証券	英ポンド	UKT 1.500 07/22/26	95,000.00	88,627.40	
国債証券	英ポンド	UKT 1.625 10/22/28	68,000.00	60,953.78	
国債証券	英ポンド	UKT 2.000 09/07/25	36,000.00	34,472.01	
国債証券	英ポンド	UKT 3.750 07/22/52	80,000.00	70,045.60	
国債証券	英ポンド	UKT 4.000 01/22/60	108,000.00	99,606.80	
国債証券	英ポンド	UKT 4.125 01/29/27	45,000.00	44,860.50	
国債証券	英ポンド	UKT 4.250 12/07/27	58,000.00	58,381.45	
国債証券	英ポンド	UKT 4.250 12/07/46	155,000.00	148,126.68	
国債証券	英ポンド	UKT 4.500 12/07/42	54,000.00	53,853.20	

国債証券	英ポンド	UKT 5.000 03/07/25	30,000.00	30,130.50	
	英ポンド 小計		1,242,000.00	1,045,230.99 (195,134,173)	
	国債証券 合計			2,991,882,472 (2,991,882,472)	
	合計			2,991,882,472 (2,991,882,472)	

注1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の( )内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券46銘柄	100.0%	61.8%
カナダドル	国債証券16銘柄	100.0%	2.5%
ユーロ	国債証券60銘柄	100.0%	29.2%
英ポンド	国債証券18銘柄	100.0%	6.5%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

## 【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2023年11月21日から2024年5月20日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2023年11月20日現在)	当中間計算期間末 (2024年5月20日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
金銭信託	17,981	-
コール・ローン	6,565	154,785
親投資信託受益証券	1,042,213	19,233,223
派生商品評価勘定	-	123,801
<b>流動資産合計</b>	<b>1,066,759</b>	<b>19,511,809</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,066,759</b>	<b>19,511,809</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	15,269	61,907
未払受託者報酬	153	1,837
未払委託者報酬	790	14,464
その他未払費用	126	394
<b>流動負債合計</b>	<b>16,338</b>	<b>78,602</b>
<b>負債合計</b>	<b>16,338</b>	<b>78,602</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	1, 3 1,578,510	1, 3 29,362,634
剩余金		
中間剩余金又は中間欠損金（）	2 528,089	2 9,929,427
(分配準備積立金)	-	-
<b>元本等合計</b>	<b>1,050,421</b>	<b>19,433,207</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,050,421</b>	<b>19,433,207</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,066,759</b>	<b>19,511,809</b>

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 (自 2022年11月22日 至 2023年5月21日)	当中間計算期間 (自 2023年11月21日 至 2024年5月20日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	40,468	1,491,010
為替差損益	58,175	2,125,393
<b>営業収益合計</b>	<b>17,707</b>	<b>634,383</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	36
受託者報酬	48	1,837
委託者報酬	269	14,464
その他費用	6,061	6,350
<b>営業費用合計</b>	<b>6,378</b>	<b>22,687</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>24,085</b>	<b>657,070</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>24,085</b>	<b>657,070</b>
<b>中間純利益又は中間純損失( )</b>	<b>24,085</b>	<b>657,070</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	4,907	1,642
<b>期首剰余金又は期首次損金( )</b>	<b>20,346</b>	<b>528,089</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,713	34,480
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,713	34,480
剰余金減少額又は欠損金増加額	329,276	8,780,390
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	329,276	8,780,390
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剰余金又は中間欠損金( )</b>	<b>349,087</b>	<b>9,929,427</b>

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (2023年11月20日現在)	当中間計算期間末 (2024年5月20日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 103,487円 期中追加設定元本額 1,575,023円 期中一部解約元本額 100,000円	期首元本額 1,578,510円 期中追加設定元本額 27,893,311円 期中一部解約元本額 109,187円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は528,089円あります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,929,427円あります。
3 中間計算期間末における受益権の総数		1,578,510口 29,362,634口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 2022年11月22日 至 2023年5月21日 )	当中間計算期間 (自 2023年11月21日 至 2024年5月20日 )
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 (2023年11月20日現在)	当中間計算期間末 (2024年5月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券 同左
	(2) デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。	(2) デリバティブ取引 同左
	(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額 자체がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	契約額(円)	前計算期間末 (2023年11月20日現在)		評価損益(円)
			うち1年超	時価(円)	
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	995,001		1,010,270	15,269
	米ドル	625,493		628,123	2,630
	カナダドル	24,714		25,067	353
	ユーロ	283,472		293,770	10,298
	英ポンド	61,322		63,310	1,988
	合計	995,001		1,010,270	15,269

区分	種類	契約額（円）	当中間計算期間末 (2024年5月20日現在)		
			うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	19,827,221		19,765,327	61,894
	米ドル	12,407,202		12,283,401	123,801
	カナダドル	513,303		514,381	1,078
	ユーロ	5,533,456		5,584,504	51,048
	英ポンド	1,373,260		1,383,041	9,781
合計		19,827,221		19,765,327	61,894

（注）時価の算定方法

- 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
    - 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

（1口当たり情報）

前計算期間末 (2023年11月20日現在)	当中間計算期間末 (2024年5月20日現在)
1口当たり純資産額 0.6655円 (1万口当たり純資産額 6,655円)	1口当たり純資産額 0.6618円 (1万口当たり純資産額 6,618円)

【しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2023年11月20日現在)	当中間計算期間末 (2024年5月20日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
<b>金銭信託</b>	89,025	-
<b>コール・ローン</b>	32,504	197,573
<b>親投資信託受益証券</b>	<u>12,369,486</u>	<u>17,143,393</u>
<b>流動資産合計</b>	<u>12,491,015</u>	<u>17,340,966</u>
<b>資産合計</b>	<u>12,491,015</u>	<u>17,340,966</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
<b>未払受託者報酬</b>	923	1,508
<b>未払委託者報酬</b>	7,254	11,983
<b>その他未払費用</b>	<u>197</u>	<u>316</u>
<b>流動負債合計</b>	<u>8,374</u>	<u>13,807</u>
<b>負債合計</b>	<u>8,374</u>	<u>13,807</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
<b>元本</b>	<u>1, 2 11,143,679</u>	<u>1, 2 14,526,693</u>
<b>剰余金</b>		
<b>中間剰余金又は中間欠損金（　）</b>	1,338,962	2,800,466
<b>（分配準備積立金）</b>	<u>650,191</u>	<u>602,049</u>
<b>元本等合計</b>	<u>12,482,641</u>	<u>17,327,159</u>
<b>純資産合計</b>	<u>12,482,641</u>	<u>17,327,159</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>12,491,015</u>	<u>17,340,966</u>

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 (自 2022年11月22日 至 2023年5月21日)	当中間計算期間 (自 2023年11月21日 至 2024年5月20日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	94,343	926,907
<b>営業収益合計</b>	<b>94,343</b>	<b>926,907</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	2
受託者報酬	394	1,508
委託者報酬	2,897	11,983
その他費用	124	316
<b>営業費用合計</b>	<b>3,415</b>	<b>13,809</b>
営業利益又は営業損失( )	90,928	913,098
経常利益又は経常損失( )	90,928	913,098
中間純利益又は中間純損失( )	90,928	913,098
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	2,947	26,631
期首剰余金又は期首次損金( )	87,019	1,338,962
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>15,748</b>	<b>686,631</b>
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,748	686,631
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,136	111,594
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,136	111,594
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
中間剰余金又は中間欠損金( )	191,506	2,800,466

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (2023年11月20日現在)	当中間計算期間末 (2024年5月20日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,263,495円  期中追加設定元本額 9,316,544円  期中一部解約元本額 436,360円	期首元本額 11,143,679円  期中追加設定元本額 4,300,022円  期中一部解約元本額 917,008円
2 中間計算期間末日における受益権の総数		11,143,679口  14,526,693口

(中間損益及び剩余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 2022年11月22日 至 2023年5月21日)	当中間計算期間 (自 2023年11月21日 至 2024年5月20日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 (2023年11月20日現在)	当中間計算期間末 (2024年5月20日現在)
1 . 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間末 ( 2023年11月20日現在 )	当中間計算期間末 ( 2024年 5月20日現在 )
該当事項はありません。	同左

( 1 口当たり情報 )

前計算期間末 ( 2023年11月20日現在 )	当中間計算期間末 ( 2024年 5月20日現在 )
1 口当たり純資産額 1.1202円 ( 1万口当たり純資産額 11,202円 )	1 口当たり純資産額 1.1928円 ( 1万口当たり純資産額 11,928円 )

（参考情報）

「しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）」及び「しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）」は、「しんきん先進国債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん先進国債券インデックスマザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん先進国債券インデックスマザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

2024年5月20日現在

資産の部

流動資産

預金	25,130,932
コール・ローン	16,911,893
国債証券	3,338,673,004
未収利息	19,884,462
前払費用	2,046,151
流動資産合計	3,402,646,442
資産合計	3,402,646,442

負債の部

流動負債

流動負債合計	-
負債合計	-

純資産の部

元本等

元本	1, 2	2,834,727,153
剰余金		
剰余金又は欠損金（）		567,919,289
元本等合計		3,402,646,442
純資産合計		3,402,646,442
負債純資産合計		3,402,646,442

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024年5月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,700,804,327円 期中追加設定元本額 317,635,997円 期中一部解約元本額 183,713,171円
元本の内訳	しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用） 16,023,680円 しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用） 14,282,591円 しんきんG7外国債券インデックスファンド（3ヵ月決算型） 758,016,808円 しんきん外国債券インデックススペシャル（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定） 2,046,404,074円 合計 2,834,727,153円
2 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	2,834,727,153口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券            (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引            該当事項はありません。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品            有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2024年5月20日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2024年5月20日現在
1口当たり純資産額 1,2003円 (1万口当たり純資産額 12,003円)

## 2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2024年5月31日現在

しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）

資産総額	39,088,096 円
負債総額	19,828,391 円
純資産総額（　　）	19,259,705 円
発行済数量	29,374,912 口
1口当たり純資産額（　／　）	0.6557 円

しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）

資産総額	18,190,907 円
負債総額	1,084 円
純資産総額（　　）	18,189,823 円
発行済数量	15,304,036 口
1口当たり純資産額（　／　）	1.1886 円

（参考）しんきん先進国債券インデックススマザーファンド

資産総額	3,419,397,945 円
負債総額	20,000,000 円
純資産総額（　　）	3,399,397,945 円
発行済数量	2,842,172,972 口
1口当たり純資産額（　／　）	1.1961 円

#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

##### (2) 受益者名簿

該当事項はありません。

##### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

##### (8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

###### (2) 当社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、議長となります。ただし、取締役会長を置いた場合には、取締役会長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

###### 投資運用の意思決定機構

###### 商品企画体制

###### ・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

###### 運用体制

###### ・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考查し、当委員会に報告を行います。

###### ・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

## コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。

当社の運用する証券投資信託は、2024年5月31日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

(単位：百万円)

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	97	880,767
単位型公社債投資信託	35	86,450
単位型株式投資信託	83	151,396
合計	215	1,118,614

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

### 3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2 . 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## 1 財務諸表

### ( 1 ) 【貸借対照表】

		前事業年度 ( 2023年3月31日現在 )		当事業年度 ( 2024年3月31日現在 )	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		8,096,631		8,583,718
前払費用			36,097		36,090
未収委託者報酬			684,094		714,228
未収運用受託報酬	*2		8,342		17,472
未収収益			13		53
その他の流動資産			5,263		8,804
流動資産計			8,830,443		9,360,369
固定資産					
有形固定資産	*1		91,563		96,118
建物		68,621		66,035	
器具備品		22,941		30,082	
無形固定資産			43,991		30,478
ソフトウェア		42,579		28,836	
電話加入権		959		959	
その他		451		681	
投資その他の資産			43,197		61,265
投資有価証券		3,724		22,943	
長期前払費用		825		1,735	
繰延税金資産		38,647		36,586	
固定資産計			178,752		187,861
資産合計			9,009,195		9,548,231

		前事業年度 ( 2023年3月31日現在 )		当事業年度 ( 2024年3月31日現在 )	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			486,155		525,427
未払手数料	*2	412,521		446,175	
その他未払金		73,634		79,251	
未払法人税等			151,940		99,630
未払消費税等			38,253		23,241
未払事業所税			2,241		2,368
賞与引当金			84,622		85,497
その他の流動負債			4,551		4,498
流動負債計			767,765		740,664
固定負債					
退職給付引当金			147,286		149,819
役員退職慰労引当金			37,727		16,156
固定負債計			185,013		165,976
負債合計			952,779		906,640
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			8,056,260		8,641,284
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			7,856,260		8,441,284
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		7,854,260		8,439,284	
別途積立金		6,990,000		7,700,000	
繰越利益剰余金		864,260		739,284	
評価・換算差額等			155		307
その他有価証券評価差額金			155		307
純資産合計			8,056,416		8,641,591
負債・純資産合計			9,009,195		9,548,231

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日		当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	
科 目	注記番号	金額		金額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬	*1		5,878,713		5,755,477
運用受託報酬			117,575		119,263
営業収益計			5,996,289		5,874,740
営業費用					
支払手数料	*1		2,900,890		2,834,615
広告宣伝費			59,825		56,076
調査費			780,767		862,064
調査研究費		559,786		602,300	
委託調査費		220,980		259,764	
営業雑経費			71,717		78,304
印刷費		61,913		67,921	
郵便料		109		130	
電信電話料		4,834		5,157	
協会費		4,860		5,094	
営業費用計			3,813,200		3,831,061
一般管理費					
給料			678,964		738,208
役員報酬		62,899		66,058	
給料・手当		452,557		493,278	
賞与		65,183		73,133	
法定福利費		92,930		100,162	
福利厚生費		5,392		5,575	
賞与引当金繰入			84,622		85,414
退職給付費用			75,930		80,176
役員退職慰労引当金繰入			9,425		10,662
交際費			2,777		4,789
旅費交通費			6,235		9,001
租税公課			24,607		22,609
不動産賃借料			62,890		62,981
固定資産減価償却費			30,126		28,300
諸経費			168,648		156,090
一般管理費計			1,144,227		1,198,235
営業利益			1,038,861		845,443
営業外収益					
受取利息	*1		86		132
その他営業外収益			334		328
営業外収益計			421		461
営業外費用					
雜損失			1,646		4,534

営業外費用計			1,646		4,534
経常利益			1,037,636		841,371

		前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日		当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
特別損失		千円	千円	千円	千円
固定資産除却損			3,250		3,426
特別損失計			3,250		3,426
税引前当期純利益			1,034,385		837,944
法人税、住民税および事業税			319,688		250,927
法人税等調整額			2,984		1,993
当期純利益			711,712		585,023

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金		
当期首残高	200,000	2,000	6,210,000	932,548	7,144,548	7,344,548
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
別途積立金の積立			780,000	780,000		
別途積立金の取崩						
当期純利益				711,712	711,712	711,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計			780,000	68,287	711,712	711,712
当期末残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高		122	122
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
当期純利益			711,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		33	33
当期変動額合計		33	33
当期末残高		155	155
			8,056,416

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計	
	資本金	利益剰余金			利益剰余金合計			
		利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260		
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当								
別途積立金の積立			710,000	710,000				
別途積立金の取崩								
当期純利益				585,023	585,023	585,023		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計			710,000	124,976	585,023	585,023		
当期末残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	155	155	8,056,416
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
当期純利益			585,023
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	151	151	151
当期変動額合計	151	151	585,174
当期末残高	307	307	8,641,591

## 重要な会計方針

当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 ( 評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定 )</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ~ 50年 器 具 備 品 3年 ~ 20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
4. 収益および費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

\* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
建 物	81,193千円	85,996千円
器具備品	41,919千円	46,782千円

\* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
普通預金	6,939,485千円	7,469,689千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	2,252千円	2,051千円
未払手数料	195,316千円	214,856千円

(損益計算書関係)

\* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
運用受託報酬	103,058千円	68,151千円
受取利息	84千円	129千円
支払手数料	2,285,492千円	2,203,996千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定期的であると認識しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	3,724	3,724	
合計	3,724	3,724	

(注1) 上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

### (注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1) 預金	8,096,294	8,096,294	
(2) 未収委託者報酬	684,094	684,094	
(3) 未収運用受託報酬	8,342	8,342	
合計	8,788,731	8,788,731	

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券		3,724		3,724
合計		3,724		3,724

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

##### 投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	22,943	22,943	
合計	22,943	22,943	

(注1) 上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、

全額投資信託に関するものであります。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1) 預金	8,583,432	8,583,432	
(2) 未収委託者報酬	714,228	714,228	
(3) 未収運用受託報酬	17,472	17,472	
合計	9,315,133	9,315,133	

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券		22,943		22,943
合計		22,943		22,943

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

##### 投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,729	2,500	229
小計	2,729	2,500	229
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	994	1,000	5
小計	994	1,000	5
合計	3,724	3,500	224

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,934	2,000	934
小計	2,934	2,000	934
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	20,008	20,500	491
小計	20,008	20,500	491
合計	22,943	22,500	443

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

( デリバティブ取引関係 )

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

( 収益認識に関する注記 )

1 . 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

( 単位 : 千円 )

	前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
委託者報酬	5,878,713
運用受託報酬	117,575
合計	5,996,289

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

( 単位 : 千円 )

	当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
委託者報酬	5,755,477
運用受託報酬	119,263
合計	5,874,740

2 . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]4. 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3 . 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

### 2. 確定給付制度

#### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
退職給付引当金の期首残高	千円 141,018	千円 147,286
退職給付費用	18,504	19,805
退職給付の支払額	12,235	17,272
制度への拠出額	<hr/>	<hr/>
退職給付引当金の期末残高	147,286	149,819

#### (2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	千円 147,286	千円 149,819
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,286	149,819
退職給付引当金	147,286	149,819
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,286	149,819

#### (3) 退職給付費用

	前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 18,504	千円 19,805

### 3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 48,840千円、当事業年度 52,340千円であります。

	前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2022年3月31日現在)  千円  年金資産の額 1,740,569,136 年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額 1,807,426,438 <hr/> 差引額 66,857,301	(2023年3月31日現在)  千円  1,680,937,373 1,770,192,799 <hr/> 89,255,425
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2022年3月分)  0.1000%	(2023年3月分)  0.1104%
(3) 補足説明	<p>上記(1)の差引額の主な要因は、 年金財政計算上の過去の勤務債務残 高162,618,026千円および年金財政計 算上の別途積立金95,760,724千円で あります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償 却方法は、期間19年0か月の元利均等 定率償却であります。</p>	<p>上記(1)の差引額の主な要因は、 年金財政計算上の過去の勤務債務残 高147,969,513千円および年金財政計 算上の別途積立金58,714,087千円で あります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償 却方法は、期間19年0か月の元利均等 定率償却であります。</p>

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	25,911	26,179
役員退職慰労引当金	11,552	4,947
退職給付引当金繰入限度超過額	45,099	45,874
未払事業税	8,233	5,926
未払事業所税	686	725
その他	3,884	3,890
繰延税金資産 小計	<hr/> 95,367	<hr/> 87,544
評価性引当額	56,651	50,821
繰延税金資産 合計	<hr/> 38,715	<hr/> 36,722
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	68	135
繰延税金負債 合計	<hr/> 68	<hr/> 135
繰延税金資産の純額	<hr/> 38,647	<hr/> 36,586

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## （セグメント情報等）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

### 1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### （1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### （2）地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### （3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	103,058

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

### 1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### （1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### （2）地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	68,151

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,285,492千円 103,058千円 49,336千円 49,958千円	未払手数料	195,316千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業		なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	585,259千円	未払手数料	137,270千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般的の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫(東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

### (1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	890,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,203,996千円 68,151千円 70,903千円 49,958千円	未払手数料	214,856千円

### (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業		なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	594,916千円	未払手数料	132,162千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般的の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

## 2. 親会社に関する注記

### 親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
1株当たり純資産額	2,014,104円10銭	2,160,397円84銭
1株当たり当期純利益金額	177,928円 2銭	146,255円82銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
当期純利益金額	711,712千円	585,023千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る当期純利益金額	711,712千円	585,023千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

2024年6月20日付で、取締役会長の選定の変更等に関する定款の変更を行いました。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称 大和証券株式会社（販売会社）

(2) 資本の額 100,000百万円（2024年3月末現在）

(3) 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 - (1) 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

(2) 資本の額 324,279百万円（2024年3月末現在）

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社の概要>

(1) 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

(2) 資本の額 10,000百万円（2024年3月末現在）

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

(1) 大和証券株式会社（販売会社）

委託会社の指定する金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

### 3【資本関係】

販売会社：該当事項はありません。

受託会社：該当事項はありません。

### 第3【その他】

#### 1 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

- (1) 使用開始日を記載します。
- (2) 当ファンドのロゴ・マークを記載することができます。
- (3) ファンドの形態等を記載することができます。
- (4) 「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (5) 販売会社の名称、ロゴマークを記載することができます。
- (6) 委託会社の名称、ロゴマーク、問い合わせ先を記載することができます。
- (7) 受託会社の名称を記載することができます。
- (8) 目論見書の表紙に図案を採用することができます。
- (9) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨、また約款は請求目論見書に添付されている旨を記載することができます。（交付目論見書の場合）
- (10) 金融商品取引法に定める目論見書である旨を記載することができます。
- (11) 金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することができます。（請求目論見書の場合）
- (12) 当ファンドの手続・手数料等の概要を記載することができます。
- (13) 当ファンドの購入にあたっては、交付目論見書を十分に読むべきである旨を記載することができます。

#### 2 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することができます。

- (1) 当ファンドに関して、委託会社が有価証券届出書を監督官庁に提出している旨。
- (2) 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、法令に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨。
- (3) 当ファンドの信託財産は、受託会社により分別管理されている旨。
- (4) 請求目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付される旨。また、販売会社に請求目論見書を請求した場合は、当該請求を行った旨を投資者が記録しておくべきである旨。（交付目論見書の場合）
- (5) 当ファンドの商品分類および属性区分、また、これらの詳細な情報を一般社団法人投資信託協会のホームページで確認できる旨。
- (6) 委託会社の情報
- (7) 当ファンドについて略称を用いることがある旨。

#### 3 本有価証券届出書の本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、当該内容を説明した図表等を附加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することができます。

#### 4 請求目論見書に投資信託約款の全文を記載します。

#### 5 目論見書は電子媒体等により作成されるほか、インターネットなどに掲載することができます。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月14日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕男

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立

場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）の2022年11月22日から2023年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）の2023年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）の2022年11月22日から2023年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）の2023年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年8月9日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）の2023年11月21日から2024年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任用）の2024年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年11月21日から2024年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年8月9日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）の2023年11月21日から2024年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきん先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任用）の2024年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年11月21日から2024年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。